

5. 分野別の基本方針

本計画では、将来像・将来都市構造の実現を目指して、まちづくりに関する以下の分野についての方針を定めます。

分野別の基本方針

1 土地利用・市街地の基本方針

2 交通体系の基本方針

3 水と緑の基本方針

4 景観形成の基本方針

5 都市施設の基本方針

6 都市防災の基本方針

7 低炭素まちづくりの基本方針

5.1 土地利用・市街地の基本方針

①基本的な考え方

土地の利用にあたっては、本市の恵まれた自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と自然的・都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある利用を進めます。そのため、将来都市構造に基づき、都市計画区域や用途地域の見直しなども検討しながら、土地利用形態を明確にし、市街地、農用地、林地の調和を図ります。また、自然環境との調和や交通網への対応等に配慮した適正な土地利用を図り、都市と自然との共生を目指します。

市街地については、伊那市駅、伊那北駅周辺や高遠町総合支所周辺等を拠点とし、将来の人口規模を踏まえ無秩序な拡散を抑えることを基本とした都市計画を推進します。そのために、周辺住民の生活に必要な都市基盤及び医療・福祉等のサービス機能が、徒歩や公共交通等により利用しやすい範囲にバランスよく集積・配置され、将来にわたって維持されるコンパクトな市街地づくりを進めます。

また、市民のみならず観光客等本市を訪れる人にとっても魅力的な自然環境や歴史・文化を活かした街並みをつくり、中心市街地の再生を目指します。加えて、高齢化社会や多発する災害への対応として、すべての住む人・訪れる人にとって安全で快適な市街地の整備を進めます。



緑を背景とした市街地

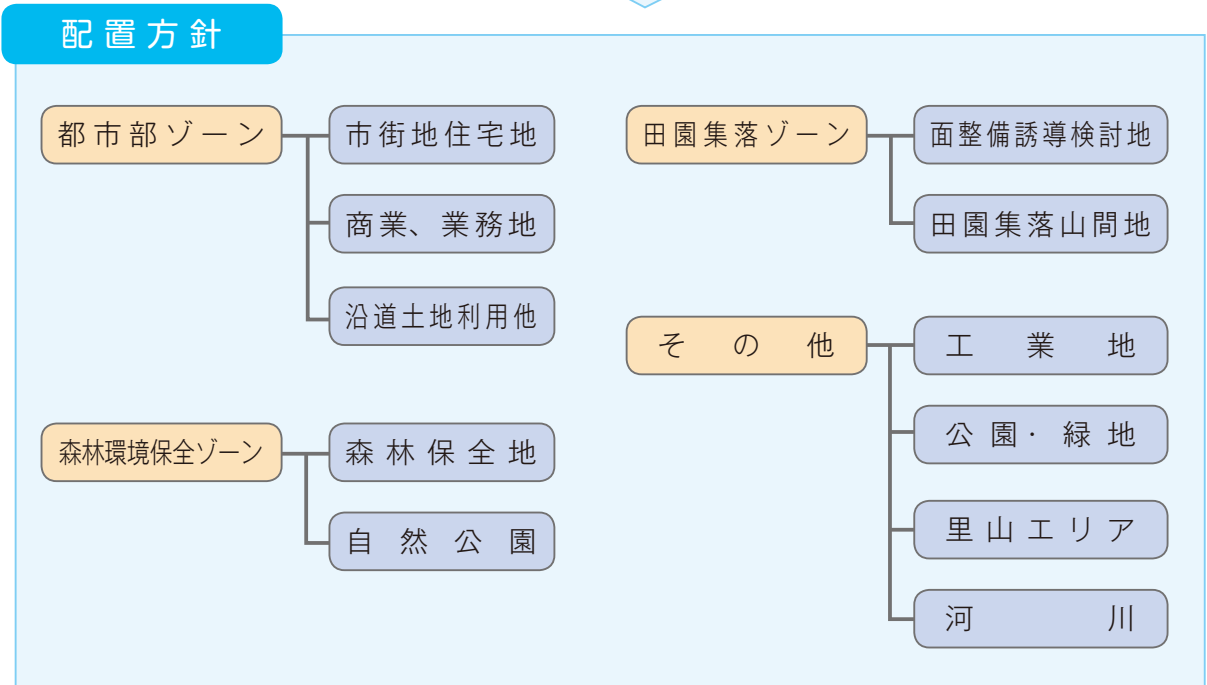
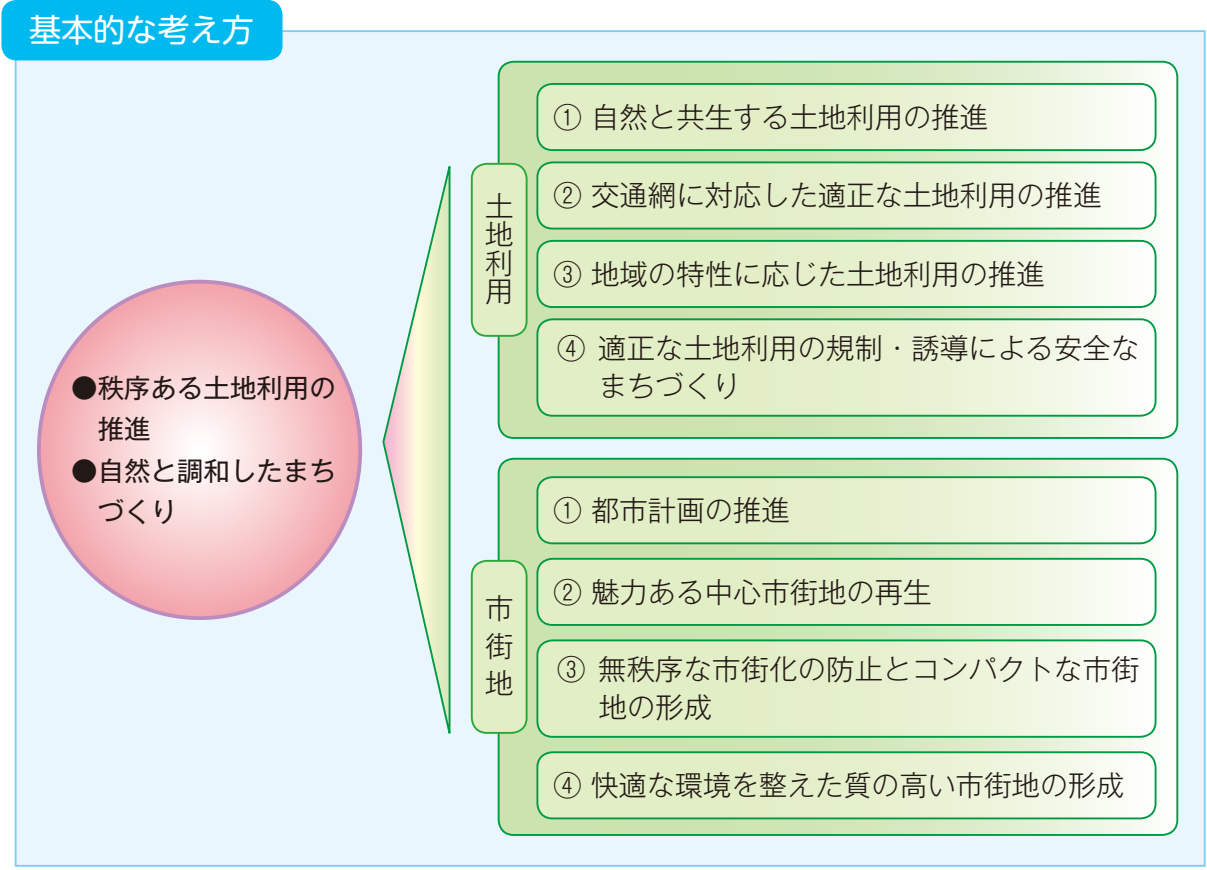


図 土地利用・市街地の基本方針の体系

②基本方針

<p>土地利用</p>	<p>1) 自然と共生する土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の優良農地や広大な森林、段丘緑地などは、自然環境の積極的な保全に努め、無秩序な宅地化を抑制することにより、自然環境と調和した土地利用を図りながら、自然とふれあえる場として活用します。特に用途地域の指定のない区域の農地における土地利用の転換については、地域の活性化につながり、かつ、周辺環境と調和する土地利用を基本とし、計画的に行われるよう、規制・誘導を進めます。 <p>2) 交通網に対応した適正な土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域幹線道路や幹線道路の整備に合わせて、住宅系、商業系、産業系などの宅地需要に対応した計画的な市街地の形成を図ります。 ・都市計画道路伊駒アルプスロード線等の新規路線整備に合わせた計画的な周辺地域の整備を進め、特に用途地域の指定のない区域の沿道地域における乱開発の防止を図ります。 <p>3) 地域の特性に応じた土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うるおいのある生活環境を形成するため、森林や河川等の自然環境や貴重な歴史的・文化的資源を積極的に保全・活用し、地域の特性に応じた土地利用を進め、魅力ある市街地の形成を図ります。 <p>4) 適正な土地利用の規制・誘導による安全なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全や景観の保全等に配慮しながら、土地利用形態を明確にし、市街地、農用地、林地の調和を図り、市民が安全かつ機能的で、精神的にも豊かな生活が可能な土地利用の誘導を図るため、適正な土地利用の規制・誘導を進めます。 ・土地利用の現況や動向並びに都市施設の整備状況等を把握するなかで、住宅地・商業地・業務地・工業地などを適正に配置するため、用途地域の変更について検討し、用途地域内の土地利用の適正化を図ります。 ・交通安全、流域治水や公害・土砂災害の防止等に配慮した土地利用の誘導や土地基盤整備により、安全で快適な都市環境の形成を図ります。 ・高遠町・長谷地域の集落地域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画区域への編入を検討し、総合的に整備・開発及び保全を図ります。
<p>市街地</p>	<p>1) 都市計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ適正な土地利用の誘導により、良好な自然環境を保全し、地域の日常生活や観光の拠点となる市街地の形成を図ります。 <p>2) 魅力ある中心市街地の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加により、都市基盤の整備や市街地の面的整備を含めた魅力ある新たなまちづくり計画を策定し、都市機能の充実を図ります。 ・伊那・高遠町の市街地で実施する、市民の生活に必要なサービス機能を有する施設及び居住施設の整備に対して支援を実施し、街なか居住を促進し、快適で多様な機能のバランスのとれたまちづくりを進め、人々が集い、にぎわい、活力ある商店街形成を図ります。 <p>3) 無秩序な市街化の防止とコンパクトな市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能や居住を適切に誘導し、コンパクトな市街地の形成を目指します。 ・用途地域に適合した適正な土地利用を推進し、特に住居系用途地域内の住工混在の解消を図るとともに、現況及び今後の土地利用を考慮し、用途地域の見直しや必要に応じて地区計画の導入を検討し、地域の特色や周囲の環境に調和した土地利用への転換を図ります。 ・用途地域内の農地や遊休地については、計画的な都市的土地利用への転換を図ります。 ・空き家や空き店舗等については、有効活用を図ります。 <p>4) 快適な環境を整えた質の高い市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や防災に配慮した土地利用を進めるため、緑地としての機能を有する農用地や身近な緑は今後も維持・保全し、ゆとりある緑豊かな土地空間を確保します。 ・道路、公園、緑地、河川等都市防災機能の整備に努め、災害に強いまちづくりを進めるほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進等、人に優しい快適な生活環境の形成を図ります。

③配置方針

1) 都市部ゾーン

○市街地住宅地

戸建て住宅及び集合住宅等の住宅地では、良好な居住環境や快適空間の創造のため、全ての人に配慮した総合的な生活基盤の整備や、防災に配慮した道路や公園等の整備などを通じて、居住水準及び居住環境の確保を図ります。

住民によるまちづくりとしての各種住民協定や地区計画等の活用を啓発します。

将来の住宅需要に対しては、コンパクトなまちづくりの観点から、用途地域内の空き家・未利用地等の有効活用や都市基盤の重点的な整備・維持・管理等により、計画的な誘導・供給を図ります。

居住環境の維持・改善を図るため、用途地域の制限による規制・誘導を図ります。

a. 低中層住宅地

低中層住宅地は、用途混在を抑制するとともに、道路・公園などの都市基盤を適切に確保し、低層戸建て住宅と中層程度の集合住宅を中心とした、ゆとりある住宅地の形成を図ります。あわせて、敷地内緑化に努めるなど、緑豊かな住環境の形成を進めます。

b. 一般住宅地

一般住宅地は、居住環境を阻害する施設の立地をできる限り抑制します。既存の住宅地等の利便性向上のため、居住環境に配慮しながら一定規模の商業・サービス施設等を計画的に誘導し、利便性の高い住宅地の形成を図ります。

○商業、業務地

伊那市街地や高遠町総合支所周辺の商業系用途地域を商業・業務地と位置づけ、周辺の環境に配慮しつつ地域住民の生活利便性の向上のため、商業・業務・サービス施設の維持・充実を図ります。

J R伊那市駅周辺や伊那北駅周辺及び既存商店街については、より一層の土地の高度利用と商店街の活性化を図ります。

高遠町地域の商店街では、城下町としての街並みを活かし、魅力ある街並みを再構築することにより、観光客が楽しめる商業地の形成を図ります。

○沿道土地利用地

主要幹線道路沿道等については、既存住宅との調和を図りながら、沿道サービス施設などの立地を許容し、交通の利便性を活かした土地利用を図ります。

緑化等の推進により後背住宅地の住環境の保護や、周辺環境と調和した沿道景観の形成に努めます。

西春近小出島については、交通の利便性を活かした沿道立地型の商業・業務施設等やそれらと共存する住宅地を形成・誘導するため、特定用途制限地域*等の指定を検討し、周辺の農用地や居住環境との調和に配慮した土地の有効利用を促進します。

2) 田園集落ゾーン

○面整備誘導検討地

国道 153 号伊那バイパス沿線、小黒川パーキングエリア周辺、伊那中央病院周辺、市道環状南線沿線、東原工業団地周辺等の地域は、道路整備などが進むため、優良農地の確保を図りながら、地域の活性化につながる土地利用を検討します。

○田園集落中山間地

a. 農用地

農用地については、山地と市街地をつなぐ緑地空間や、降雨時の急激な河川の増水を緩和する機能を持ち、流域全体での取り組みにより水害の被害を軽減する「流域治水」の考え方において重要な役割を担う土地として、無秩序な宅地化の進行を抑制し、必要に応じて新産業技術を活用しつつ、優れた営農環境や田園景観を積極的に保全します。

また、都市計画道路伊駒アルプスロード線等、新規に整備する道路沿道の農地については、無秩序な宅地化につながらないように、地域の活性化と周辺の営農環境や景観との調和を基本とした土地利用を推進します。

b. 集落地

長谷総合支所及び各支所周辺の集落地については、田園環境との調和を図りつつ、必要に応じて新産業技術を活用し、生活環境の維持に努めます。

散在的な宅地化を防止するため、新たな住宅地等は集落の隣接地域への誘導を図り、周辺の自然環境及び農地の保全、歴史・風土の保護に配慮しながら、田園と調和した集落地の形成に努めます。

また、長谷地域については、生活環境の改善及び田園と調和した集落地の形成に加え、南アルプス観光の拠点としての機能の強化と魅力の向上に寄与する土地利用に努めます。

3) 森林環境保全ゾーン

○森林保全地

市域の東西に位置する森林は、良好な都市環境をもたらす緑地として維持・保全を図り、自然環境保全、景観保全、災害の防止、産業活動、市民の保養・休息、環境交流の場及び二酸化炭素の吸収源として、これらの機能が十分発揮できるよう森林の確保及び保育・間伐の積極的な推進と多様な機能に応じた森林資源の整備を図ります。また、動植物の生態系に配慮しつつ、森林公園等の市民のうるおいの場として活用を図ります。

○自然公園

自然公園は、自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく自然公園区域に指定されていることから、法令に基づく適正な保全に努めます。

日本ジオパーク*に認定され、ユネスコエコパーク*に登録された南アルプス等については、適正な保全に努めつつ、保健休養や自然体験等、自然と触れ合う場としての利用を図るとともに、観光資源として有効活用を促進します。

4) その他

○工業地

工業施設については、既存の工業系用途地域、工業団地内及び今後計画的な開発が見込まれる区域に集積することを基本とします。

工業施設敷地内や周辺部の環境改善を図るため、緩衝緑地の設置や緑化を進めます。

新規立地企業、また、住居地域内に位置する工業や狭あいを訴える工場等で移転先を希望する工場に対応するため、本市の工業の特色である技術集積型工業にふさわしい、自然環境と調和した工業地への誘導を図ります。

○公園・緑地

春日公園・伊那公園・高遠城址公園・鳩吹公園は、広域的な交流を育む都市公園として位置づけ、広域防災拠点やレクリエーションの場にふさわしい空間形成を図ります。

その他の公園については、市民の憩いの場として適正な管理、計画的な配置、整備を進めるとともに、観光・芸術文化・余暇活動や自然とのふれあいの拠点として、交流を育む新たな土地利用の展開を図ります。

段丘緑地については、自然的景観要素や防災上の観点から緑地保全地域等の指定の検討や、緑地協定等の各種協定の活用により、積極的な保全に努めます。

○里山エリア

市域東西の山麓部一帯は、地域的な文化や風土の培われた伝統的な里山景観の保全に努めるとともに、自然環境との共生の場として、学習機能やレクリエーション機能の導入など、自然と人が共生する多目的・多機能型森林地帯の形成を図るため、森林整備を進めます。

○河川

河川は、従来生活を支える中心的役割を担ってきました。今後も自然環境及び営農環境の基盤として重要であり、河川の治水・利水を基本においた河川本来の機能を維持します。

自然環境の保全と親水機能に配慮し、河川ごとの特性と周辺の土地利用の状況に応じた河川整備を推進します。

市内を流れる河川は、下水道整備、合併処理浄化槽の設置推進等により、水質改善や環境整備を図り、河川空間の活用を進めます。



市民の憩いの場である三峰川榛原河川公園

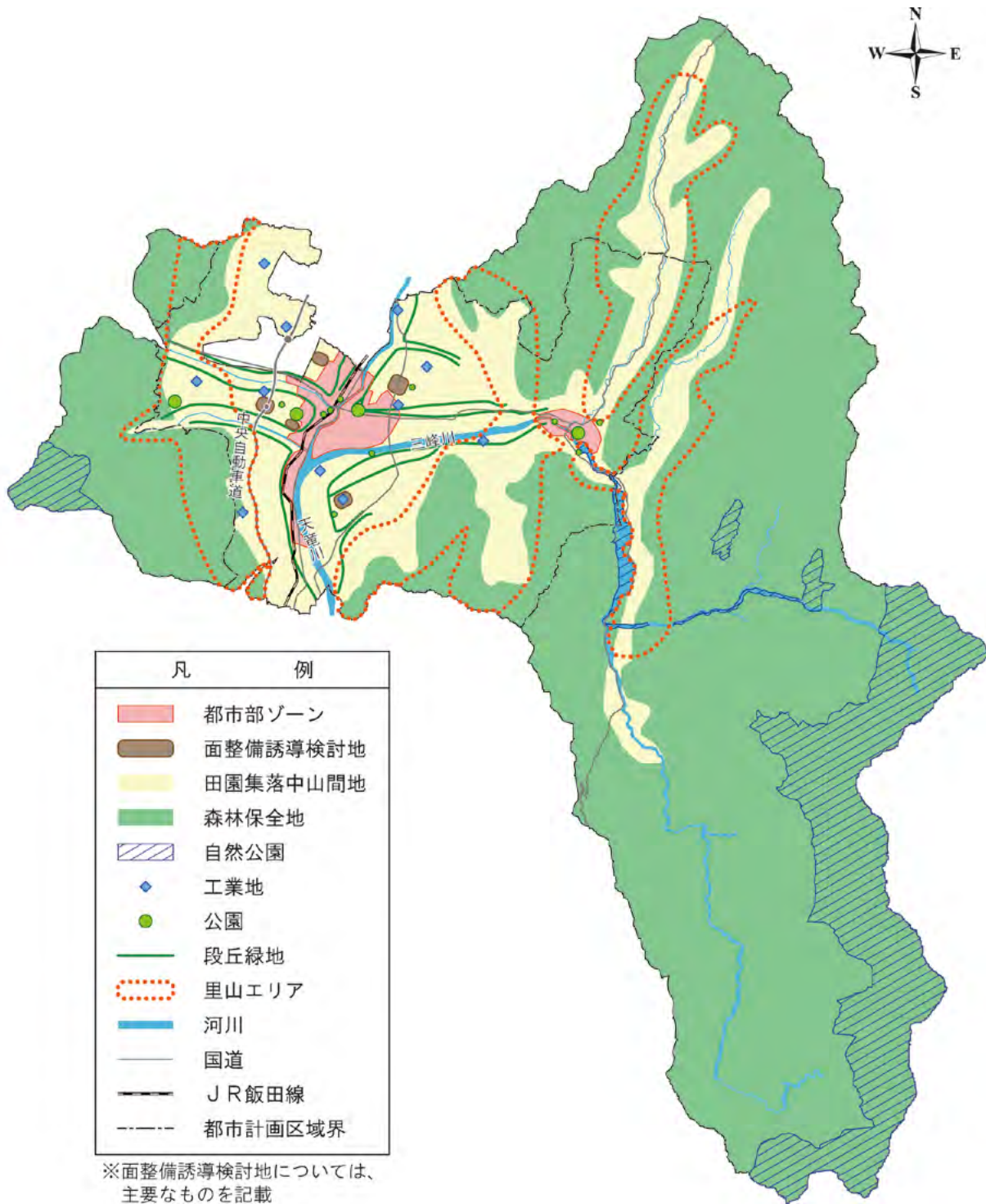


図 土地利用構想

5.2 交通体系の基本方針

①基本的な考え方

道路交通体系は、南信地域の中核としてふさわしい都市形成を目指すために、都市計画道路の見直しを行い、国道 153 号をはじめとする主要幹線道路と合わせて、それを補完する幹線道路や補助幹線道路等の整備・維持・管理を計画的に進め、利用しやすい道路交通網を構築します。また、安全性や歩行者空間に配慮した整備を進めるとともに、身近な緑や地域の特徴のある環境を保全・活用し、沿道環境との調和や景観面にも配慮した整備を積極的に推進します。

鉄道、バス等の公共交通については、その目的に応じて多様な交通手段や施設の整備を促進し、交流の拡大や市民生活、高齢化社会等への対応に配慮しながら、自動運転システムをはじめとする新たな技術の積極的な導入等も含め、公共交通の利便性の向上を図ります。

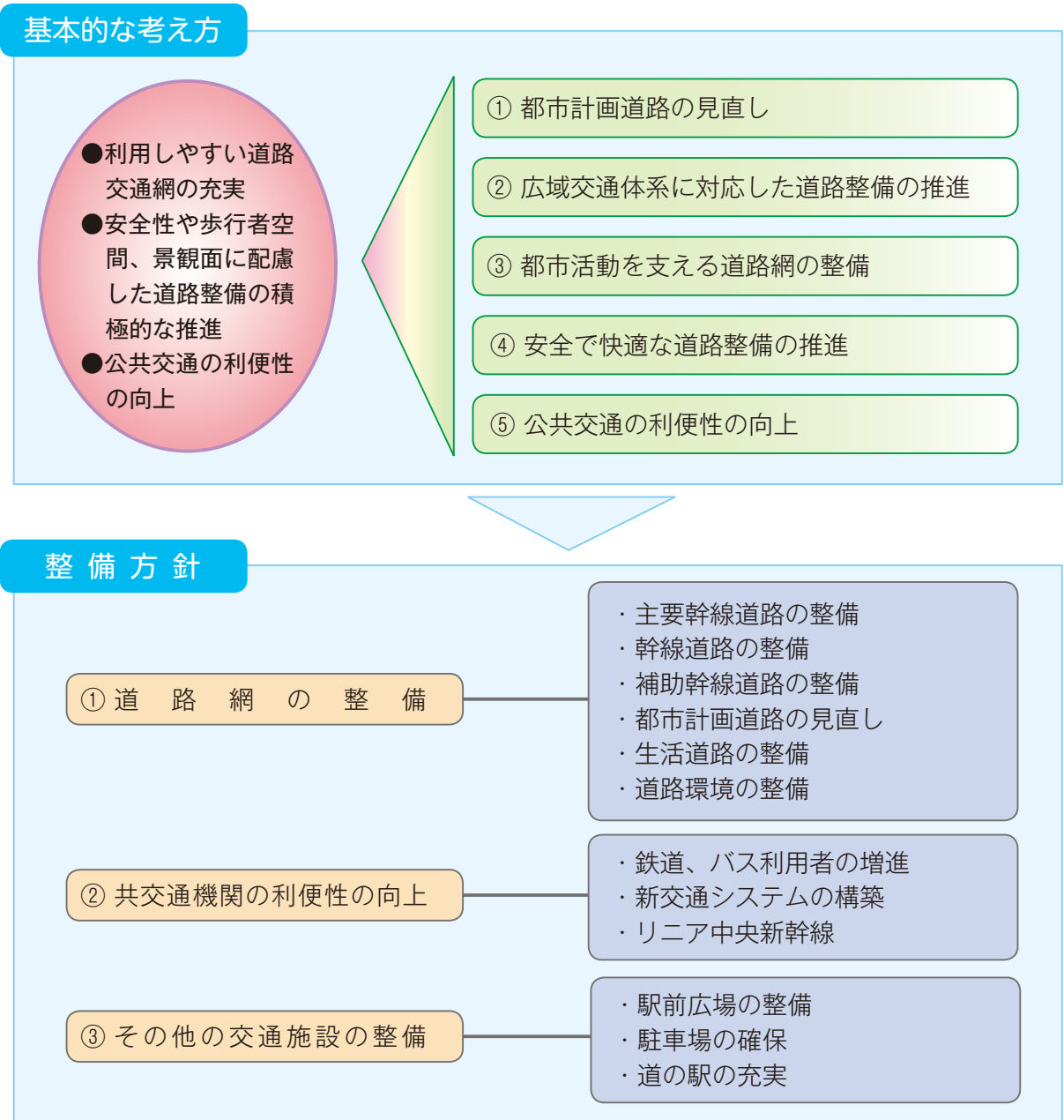


図 交通体系の整備方針の体系

②基本方針

1) 都市計画道路の見直し

- ・社会情勢の変化や将来道路網の需要予測などを踏まえルートの再検討を行い、都市計画道路の見直しを行います。

2) 広域交通体系に対応した道路整備の推進

- ・中央自動車道、国道は、広域圏における交流を拡大し、地域振興に大きな効果をもたらしていることから、その機能を活かしていくため、高速道路・国道を骨格とした道路網の体系的整備を計画的に推進します。

3) 都市活動を支える道路網の整備

- ・都市間交流、都市活動を支える主要地方道・一般県道、広域農道などは、近隣市町村や地域間を結び安全で円滑な都市活動を支える道路網として整備・維持・管理を行います。
- ・市の中心地や地域間を連絡し、市街地の骨格となる道路網の整備を促進します。

4) 安全で快適な道路整備の推進

- ・安全で快適な市民の生活を確保するため、地域の特性に配慮しつつ生活道路の整備・維持・管理を行い、生活の利便性の向上、防災機能の強化を図るとともに、主要な市道などのネットワーク化や歩行者空間に配慮した整備を進めます。
- ・道路整備にあたっては身近な緑や地域の特徴ある環境を保全・活用し、良好な都市環境を作るなど、沿道環境との調和や景観面にも配慮した整備を積極的に推進します。

5) 公共交通の利便性の向上

- ・公共交通の地域交通網の確保

J R 飯田線及び路線バスの利便性を高めるために、利用者層や利用目的等地域の実情に即した交通システムの構築を図ります。また、高齢化社会等に対応した新たな交通システムの導入を促進します。

- ・広域交通の整備促進

広域的な交流を容易にするため、リニア中央新幹線長野県駅から本市へのアクセスを担う広域交通網整備を促進します。

③整備方針

1) 道路網の整備

○主要幹線道路の整備

伊那谷の地方生活圏を結ぶ南北交通の主要路線である一般国道153号（都市計画道路伊那バイパス線及び都市計画道路伊駒アルプスロード線を含む）、主要地方道伊那辰野停車場線・伊那生田飯田線・伊那箕輪線及び市道西部1号線（広域農道）を、主要幹線道路と位置づけます。

また、本市と諏訪・木曾圏域を連絡し、伊那・高遠町・長谷3地域の主要な連絡路ともなっている一般国道152号・361号を、同じく主要幹線道路と位置づけます。

これらの主要幹線道路は、市町村相互の交流の拡大及び中央自動車道の補完の機能を担う広域圏の骨格となる道路として、整備・維持・管理を進めます。特に、都市計画道路伊那バイパス線及び都市計画道路伊駒アルプスロード線については、国道153号伊南バイパス（駒ヶ根市）と国道153号箕輪バイパス（箕輪町）とを結び、市内の既存道路とともに環状道路網（外環状線）を構成することで、通過交通の処理による混雑の緩和

や、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通による経済効果の増大等が期待される重要な路線となるため、早期実現を目指します。

○幹線道路の整備

伊那インターチェンジへの接続道路である主要地方道伊那インター線や一般県道伊那インター西箕輪線をはじめ、一般県道南箕輪沢渡線、一般県道車屋大久保線、都市計画道路環状南線（通称ナイスロード）等の道路を、幹線道路と位置づけます。

幹線道路は、主要幹線道路を補完するとともに、中心拠点、地域／生活拠点及び中央自動車道のインターチェンジと、市内に散在するコミュニティ拠点、技術集積拠点を連絡する機能を担い、市内の骨格となる道路として整備・維持・管理を進めます。

また、伊那市街地については、目的別の交通分散により慢性的な混雑の緩和を図るため、都市計画道路環状北線の延伸を図り、市街地を取り囲む環状道路網（内環状線）の早期実現を目指します。

○補助幹線道路の整備

市街地周辺部と山間部を結ぶ一般県道芝平高遠線や、市街地内の交通を補完する都市計画道路二条線・境新子線などの道路を、補助幹線道路と位置づけます。

補助幹線道路は、市街地の交通分散や、各種拠点周辺部と山間部との連絡により幹線道路を補完する機能を担うとともに、市内の各地域を結ぶ骨格となる道路として整備・維持・管理を図ります。

○都市計画道路の見直し

未着手の都市計画道路については、将来にわたって事業化することが極めて困難な路線や、別路線の整備により必要性が低下した路線が生じているため、計画的に見直しを行います。



東西交通の要である市道環状南線

表 主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路の定義

分類	機能
主要幹線道路	主として広域圏の骨格となるとともに高速自動車国道を補完して市町村相互を連絡する道路
幹線道路	主として市内の骨格になるとともに、主要幹線道路を補完する道路
補助幹線道路	主として市内地域の骨格になるとともに、幹線道路を補完する道路

表 主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路に該当する路線

分類	国・県道	都市計画道路	市道
主要幹線道路	国道 153 号伊那バイパス 国道 153 号伊駒アルプスロード 国道 153 号 国道 361 号 国道 152 号 (主) 伊那辰野停車場線 (主) 伊那生田飯田線 (主) 伊那箕輪線	伊那バイパス線 伊駒アルプスロード 河西線 伊那停車場沢尻線 伊那茅野線 伊那高遠線 竜東線	西部 1 号線 (広域農道) 西部 2 号線
幹線道路	(主) 伊那インター線 (環状北線) (一) 伊那インター西箕輪線 (一) 与地辰野線 (一) 美篤箕輪線 (一) 西伊那線 (一) 南箕輪沢渡線 (一) 沢渡高遠線 (一) 車屋大久保線	環状南線 環状北線 名古屋塩尻線	ナイスロード 上牧笠原線 原田井 1 号幹線 川原田経塚線 小黒川大橋線 経塚沢尻線
補助幹線道路	(一) 芝平高遠線 (一) 伊那駒ヶ岳線 (一) 内ノ萱伊那線 (一) 宮田沢渡線	二条線 日影沢線 境新子線 沢御園線 伊那北停車場山寺上村線 中央線 古町上新田線 室町春日公園線 高遠長藤線 高遠河南線 中央北町線	下牧伊駒線 犬田切線 上牧福島線 水神橋線 三峰川右岸道路 (仮)

※ (主)…主要地方道 (一)…一般県道

○生活道路の整備

集落内の生活道路は、歩行者の安全と緊急車両等の円滑な通行等を確保するため、地域の特性等に配慮した整備手法を検討し、街区を形成する道路へ安全に接続できるよう計画的かつ体系的に行います。

市街地等における狭い道路は、面整備にあわせた拡幅改良や地区計画等の機会を契機とし、地域住民の理解と協力の下、整備を検討します。

○道路環境の整備

道路整備にあたっては、安全性や歩行者空間に配慮した整備を進めます。

身近な緑や地域の特徴ある環境を保全・活用し、平成19年（2007年）に国土交通省より認定を受けた、訪れる人と迎える地域の豊かな交流による地域コミュニティの再生と、美しい街道空間の形成を目指す日本風景街道*「信州伊那アルプス街道」の取り組みをはじめとした沿道環境との調和や景観面にも配慮した整備を積極的に推進します。

また、すべての人が安全・快適に通行できる市街地を目指し、自転車道や歩道のユニバーサルデザインによる整備や多様なモビリティ*で安全に快適に移動できる空間整備システム*の構築を進めます。

2) 公共交通機関の利便性の向上

○鉄道、バス利用者の増進

JR飯田線については、特急の乗り入れを関係機関に働きかけるとともに、JR中央線との接続改善を働きかけ利用促進を図ります。バスについては、都市機能や人口の分布の変化等に応じ、利便性と効率性を両立した公共交通網を構築します。また、各鉄道駅・主要バス停では、利用しやすい環境整備により、利用の増進を図ります。

○新交通システムの構築

鉄道・バスによる従来の公共交通網を補完するため、AIによる最適運行・配車システムや自動運転システム等の技術を導入し利便性と効率を高めた、地域の足として将来にわたって維持することのできる公共交通システムの構築を目指します。

○リニア中央新幹線

高速交通として「リニア中央新幹線」は、産業、観光、生活面から多大な効果が期待できることから、関係機関との連携を図りながら、リニア中央新幹線長野県駅と本市を結ぶ道路網、公共交通網及び関連施設の整備を促進します。

3) その他の交通施設の整備

○駅前広場の整備

JR伊那市駅、伊那北駅の両駅前広場は、重要な交通結節点であり、駅前広場の再整備と周辺道路の改良整備により、歩行者の安全確保、バス、タクシー、マイカー等の交通処理能力の向上と機能の充実を図ります。

また、市民と協力して本市の玄関口として、景観に配慮した駅前広場の整備を進めます。

○駐車場の確保

車社会の進展に伴い、様々な施設の利便性を高めるため、需要に応じた駐車場の確保と計画的な配置に努め、交通環境の向上を図ります。

○道の駅の充実

道の駅「南アルプスむら長谷」は、道路利用者の休憩所として機能を高め、人と人がふれあい、交流する場としての環境整備を進めます。

また、都市計画道路伊那バイパス線及び都市計画道路伊駒アルプスロード線の整備と併せて、その沿道において、道路利用者の休憩所、地域振興・交流の場という従来の機能に加え、災害時に広域的な支援の受け入れが可能な防災拠点としての機能を持つ「重点道の駅」・「防災道の駅」の整備に向けた検討を行います。

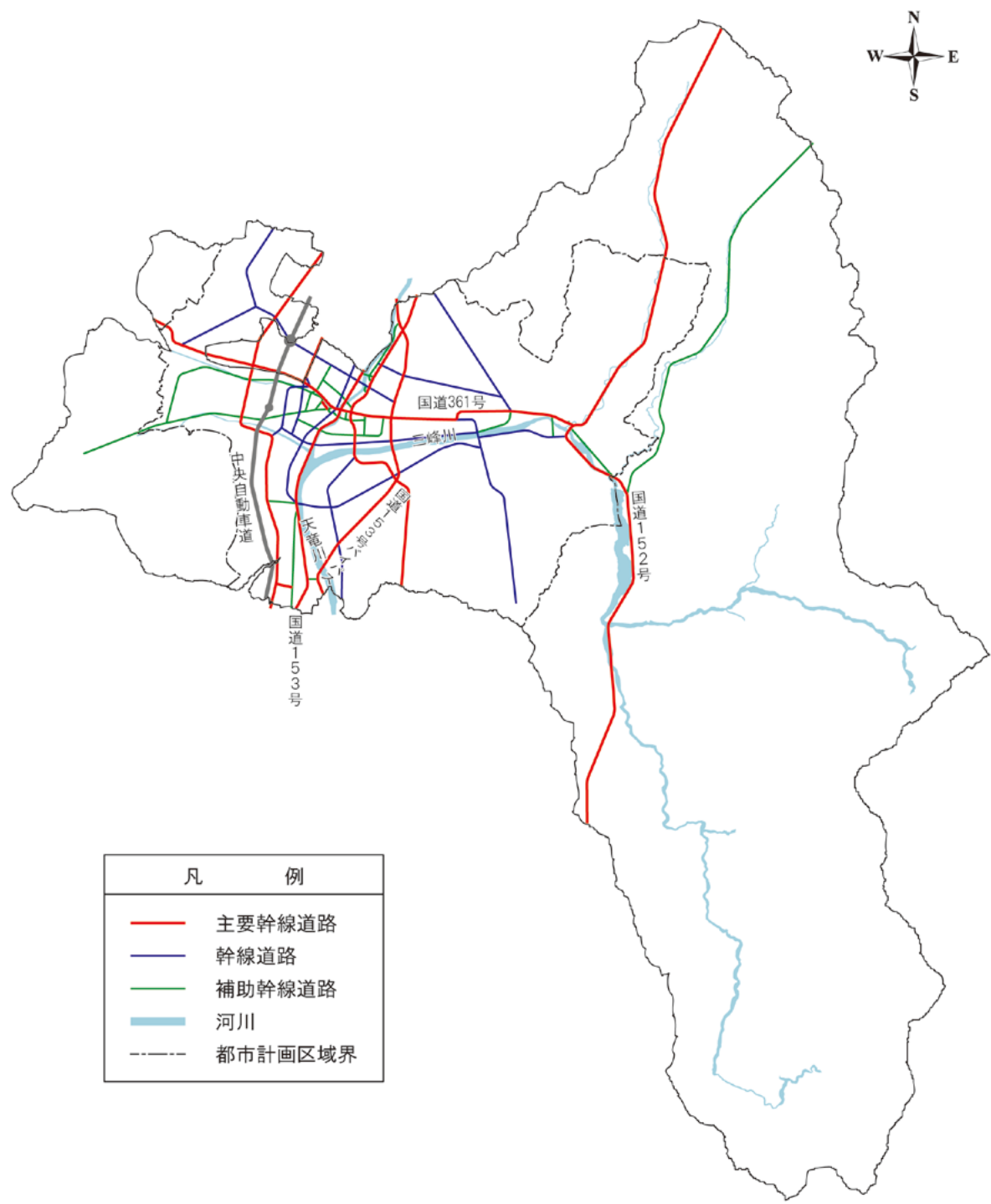
さらに、その他にも、農林業等の活性化に資するため、道の駅の設置について検討します。



市民の主要な移動手段としての JR 飯田線



道の駅「南アルプスむら長谷」のイルミネーション



凡 例	
—	主要幹線道路
—	幹線道路
—	補助幹線道路
—	河川
- - - -	都市計画区域界

図 交通体系の整備方針

5.3 水と緑の基本方針

①基本的な考え方

快適で緑豊かなまちづくりを進めるため、河川や段丘緑地・森林等の豊かな自然環境の保全・活用を積極的に進めるとともに、市民が楽しめる憩いの場としての公園・緑地等の確保と適正配置を行い、豊かな自然と共生する水と緑のネットワークの形成を進めます。

基本的な考え方

- 豊かな自然環境の積極的な保全
- 公園・緑地等の確保と適正配置
- 水と緑のネットワークの形成

① 自然環境の保全と活用

② 水と緑の環境づくりと緑地空間の創出

③ 身近な緑を活用した緑地空間の創出

整備方針

① 自然環境の保全と活用

- ・森林地帯の保全、活用
- ・里山と農業集落環境の保全、活用
- ・水域の環境保全
- ・市街地の緑地の保全

② 公園・緑地の整備とネットワークの形成

- ・公園の整備
- ・緑地空間の整備及び水と緑のネットワークの形成

③ 緑化の推進

- ・市民との協働による地域緑化、自然保護活動の推進

図 水と緑の基本方針の体系

②基本方針

1) 自然環境の保全と活用

- ・本市の恵まれた自然環境を保全するとともに、うるおいや安らぎを与える交流の場として活用します。

2) 水と緑の環境づくりと緑地空間の創出

- ・公園・緑地は、市民の憩い、ふれあい、スポーツ、交流の場などとなる他、防災や都市景観の形成など多くの機能を有していることから日常的に利用できるよう配置、整備を推進します。
- ・点在する緑をつなげ、自然との共生を図ります。

3) 身近な緑を活用した緑地空間の創出

- ・公園や道路、公共施設をはじめ、民間施設の緑化を促進します。
- ・街角を花や緑で修景するなど地域ぐるみの緑化推進運動を進め、うるおいのある都市環境の形成を図ります。

③整備方針

1) 自然環境の保全と活用

○森林地帯の保全、活用

市域の多くを占める森林地帯は、保水や二酸化炭素の削減等、市域の持続可能な発展に不可欠な機能を持つ貴重な財産として次世代へと継承すべく保全を図ります。

動植物の生息・生育地や水源かん養*等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら森林の管理を進めます。

自然公園内の森林地帯については適正な保全に努めつつ、保健休養等、自然と触れ合う場として利用されている地域については、有効かつ適正に活用されるよう管理を進めます。

○里山と農業集落環境の保全、活用

市街地周辺の里山地域や農業地域は、農業生産・林業生産、環境教育・レクリエーション等の場であるとともに、生態系の保全など多様な機能を有しており、良好な生活環境の創造に寄与しています。

このことから、農業・林業振興と連動した観光的農業の育成・活用を図るとともに、貴重な自然環境として里山・農用地の保全を図ります。また、市街地を取りまく用途地域の指定のない区域の農地や遊水地、そのうち特に農業振興地域の指定を受けていない農地について、宅地化の需要が生じる見込みがある場合には、可能な限り営農環境の保全に努め、周辺の居住環境に影響を与える無秩序な宅地化につながらないよう土地利用の規制・誘導を進めます。

○水域の環境保全

天竜川、三峰川他主要な河川は、貴重な環境資源として保全するとともに、下水道等の整備と接続率の向上及び浄化槽の設置の促進により河川の水質浄化や生態系の保全に努めます。

○市街地の緑地の保全

市街地には河川・水路沿いの緑地及び社寺林や樹林地などが多数存在しています。これらの緑地は、市民にとって自然とふれあえる身近な緑であり、生活環境を創造するための環境資源として保全・活用を図ります。また、段丘緑地やその周辺に残されている森林等については、緑地保全地区及び風致地区*などの指定による保全を検討します。

2) 公園・緑地の整備とネットワークの形成

○公園の整備

市街地では、高齢者・障害者福祉や子育て環境の充実などの社会的な要請に留意しつつ、日常的に利用でき、地域の交流の場や災害時の避難地としての機能を果たす都市公園等を、住区毎に適正に配置し、身近で歩いて行ける公園の整備を図ります。また、小規模なポケットパーク*等の整備も進め、快適な生活環境を創造します。

総合公園や運動公園などの都市基幹公園は、市民の健康活動に対応して、既存の運動公園の拡充や運動施設の適正な配置と整備を推進するとともに、多様化するレクリエーション需要への的確な対応に努めます。

用途地域の指定のない区域の各地域には、それぞれの地域特性に応じた公園整備を進めます。

○緑地空間の整備及び水と緑のネットワークの形成

自然と身近にふれあいながら人々が地域や各拠点間を快適に移動できるよう、道路と河川沿いを中心に緑化の推進、歩行空間の整備、公園緑地の整備などを一体的に行い、緑地空間を創出します。

また、天竜川や三峰川などの主要な河川及びその周辺は、緑地空間や公園、森林地帯などを結び付け、都市にうるおいと安らぎをもたらす水と緑のネットワークとして位置づけ、治水機能にも十分留意しながら、自然環境に配慮し、安全性が確保された親水空間の整備を行うことで、親水性の向上と周辺環境の整備に努めます。

3) 緑化の推進

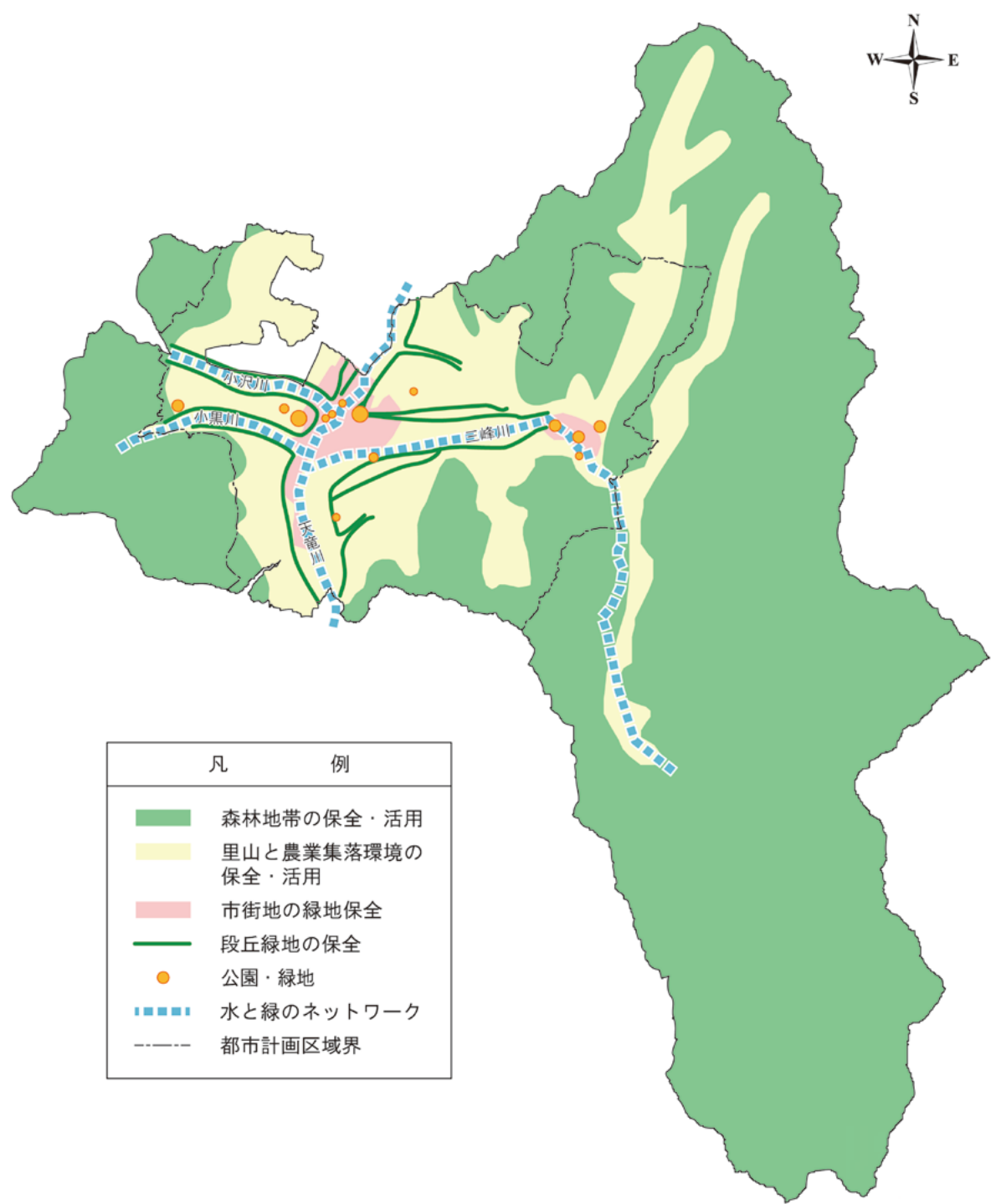
○市民との協働による地域緑化、自然保護活動の推進

公共空間の快適性を確保するため緑化の推進を図りながら、緑地協定や緑化活動の普及・啓発を図ります。

市民参加による地域緑化や美化に対する支援などの手法についても検討します。幹線道路沿線は、緑地帯の整備等により騒音や排出ガスの緩和を図ります。

市街地内の公園、道路等の公有地や民有地を含めた地域全体の美化運動や施設等の管理方法について、市民とともに検討していきます。

また、豊かな緑を未来の子供たちに引き継いでいくため、環境学習を推進し、広く市民に緑の情報提供を行うことで緑化に対する市民の意識を高めます。併せて、身近な河川や里山、ため池の保全活動やビオトープ*づくり等、市民主導・市民参加型の自然保護活動の実施または支援を通じて、自然に対する市民の関心の向上に努めます。



凡	例
	森林地帯の保全・活用
	里山と農業集落環境の保全・活用
	市街地の緑地保全
	段丘緑地の保全
	公園・緑地
	水と緑のネットワーク
	都市計画区域界

図 水と緑の整備方針

5.4 景観形成の基本方針

①基本的な考え方

南アルプス、中央アルプスの緑豊かな山岳、両アルプスからの清流を集める数多くの支流、シンボリックな景観を形成している森林や段丘緑地、広大な農地等は、自然環境資源であると同時に、景観を構成する重要な要素です。

また、かつての宿場町や城下町の面影を残す街並みや、市内に点在する城跡、寺社等の歴史的建造物もまた、周辺の植栽や桜等とともに景観を構成する重要な要素となっています。

これらの自然的要素や、歴史的・文化的資源により形成される景観をかけがえのない市民共通の財産として守り育て、豊かな自然環境と調和した都市景観を形成することにより、ゆとりや潤いのある豊かで快適な環境の実現と、地域の活性化、地域の個性創出を図ります。

そのために、土地利用をもとに市域を「面」と「軸」に分け、各々について景観形成の方針を定めます。また、自然的・歴史的景観の保全、維持管理と適正な活用の必要性を本市に関わるすべての人が認識し、市民・事業者・行政の協働による、潤いや安らぎのある都市景観の形成を図ります。

基本的な考え方

- 豊かな環境づくりに寄与する景観の形成
- 地域の個性を創出し、活性化につながる景観の形成

- ① 豊かで快適な環境をもたらす景観の形成
- ② 地域の経済に活力を与える景観の形成
- ③ 地域らしさを守り育て、新たな魅力の創出につながる景観の形成
- ④ 市民・事業者・行政の協働による景観の形成

整備方針

① 面の景観形成方針

- ・山岳、自然公園の景観形成
- ・山地、森林の景観形成
- ・田園の景観形成
- ・市街地の景観形成

② 軸の景観形成方針

- ・沿道の景観形成
- ・河川の景観形成
- ・河岸段丘の景観保全

③ 景観形成重点地区の方針

- ・景観形成重点地区の指定と整備

④ 協働による景観形成

- ・景観形成の推進体制づくり

図 景観形成の基本方針の体系

②基本方針

1) 豊かで快適な環境をもたらす景観の形成

- ・ゆとりや潤いのある生活空間をもたらす良好な景観の形成により、豊かで快適な環境の実現を目指します。

2) 地域の経済に活力を与える景観の形成

- ・多くの来訪者を誘い地域の観光や経済に活力を与えるとともに、市民の景観意識を高め地域活動の活性化につながる、魅力的な景観の形成を目指します。

3) 地域らしさを守り育て、新たな魅力の創出につながる景観の形成

- ・良好な景観の形成を契機として地域の景観の素晴らしさを再認識し、地域らしさを守り育て、地域の新たな魅力の創出を図ります。

4) 市民・事業者・行政の協働による景観の形成

- ・景観形成に関する方針を共有し、伊那谷という広域的な視点で市民・事業者・行政の協働による景観形成を進めます。また、その手段として、景観形成に取り組む各種団体との連携の強化や、景観形成の手法に関する指導・啓発等を図ります。

③整備方針

1) 面の景観形成方針

○山岳、自然公園の景観形成

国立・国定公園または県立自然公園として指定されている地域で、自然が保全されている地域は、パノラマ景観の背景となる自然公園の優れた山岳・水系景観を継続的に保全します。

○山地、森林の景観形成

山岳・自然公園、田園及び市街地の地域を除く地域で、広範囲にわたり樹木の密生している山地などの森林地域については、市街地、田園の周囲に広がる山なみ景観や、木々と清流がつくる潤いのある景観を保全・育成します。

○田園の景観形成

農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域の区域（入笠地区を除く）のうち、山岳・自然公園及び市街地の地域を除いた、農用地及び集落地が主となる地域を「田園」に位置付けます。

農用地については、まとまりのある農地や集落と調和した農地の景観を保全します。

平地部の集落地においては、農地や段丘林、山林とともに穏やかな佇まいを見せる集落の景観や、潤いのある住環境を保全・育成します。

山間部の集落地においては、山懐に抱かれた集落の家並みと農地がつくる美しい山里の景観を保全・育成します。

○市街地の景観形成

用途地域内及び西春近小出島から沢渡までの天竜川右岸地域を「市街地」に位置付けます。

伊那市街地については、人々を惹きつける活気と魅力があふれるまち並みを形成するとともに、旧街道沿いを中心とした歴史と文化を伝えるまち並みを保全し、来訪者がおもてなしを感じる景観づくりを進めます。

高遠町の市街地については、無電柱化等により城下町にふさわしいまち並みを形成するとともに、桜も含めた歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進め、活気とおもてなしを感じる景観を育成します。

2) 軸の景観形成方針

○沿道の景観形成

主要幹線道路・幹線道路を中心とした沿道地域については、家並みや周囲の田園等と調和し、沿道からの眺望景観に配慮した、一体的な沿道景観を形成します。

○河川の景観形成

天竜川・三峰川・棚沢川・小沢川・小黑川・大沢川（東春近）については、豊かな自然や田園景観、市街地の家並みと調和した美しい河川景観を形成し、市街地では親しみのある魅力的な水辺景観を形成します。

○河岸段丘の景観保全

市内の河川に沿って形成されている段丘林については、本市の景観を特徴づけるものとしてその価値を見直し、防災にも配慮して保全します。

3) 景観形成重点地区の方針

○景観形成重点地区の指定と整備

優れた眺望景観を有し、先進的な景観形成への取り組みが行われている西箕輪地区について、長野県により景観育成特定地区に指定されていた経緯を踏まえ、景観形成重点地区とし、木々の緑と豊かな農地に恵まれた田園景観を保全し、素晴らしい眺望景観を継承するとともに、安全で住みよい生活環境の維持・創出を図ります。

また、道路整備などにより景観への影響が危惧される地域については、景観形成重点地区への指定及び景観形成方針の検討をより具体的に行います。

4) 協働による景観形成

○景観形成の推進体制づくり

良好な景観づくりを進めるため、市民が自主的に景観形成に関する活動を行えるよう、建築協定・景観形成住民協定*の締結や、景観形成市民団体の認定等、地区住民等が合意の上で定める各種の景観形成の手法に関する普及・啓発活動や、それらの手法の導入や運用に関わる支援をしていきます。

地区全体として総合的なまちづくりを考える場合には、都市計画上の地区計画を立案する手法もあり、その積極的な活用についての支援をしていきます。

住民協定による地域景観の保全と花いっぱい運動などによる地域の景観保全活動による景観育成を積極的に推進します。また、西箕輪地区の「景観形成重点地区」に対する支援も実施します。

景観形成住民協定地区や景観形成市民団体等との連携を強化し、その活動を支援す

るとともに、景観に影響を与える可能性のある建物の建設や開発等の事業を住民・事業者等が行う場合については、良好な景観形成への理解と協力を得られるよう、啓発・指導を図ります。



景観に配慮するためデザインが統一された屋外広告物



仙丈ヶ岳の高山植物



緑豊かな田園風景

5.5 都市施設の基本方針

①基本的な考え方

市民の快適な暮らしを確保し、本市及び下流域を含めた水環境の保全のために上下水道等の整備促進を図るとともに、循環型まちづくりへの対応、需要や利用者層に応じた公共施設の適正な配置と管理などにより、生活環境の向上や生活支援の向上を目指します。

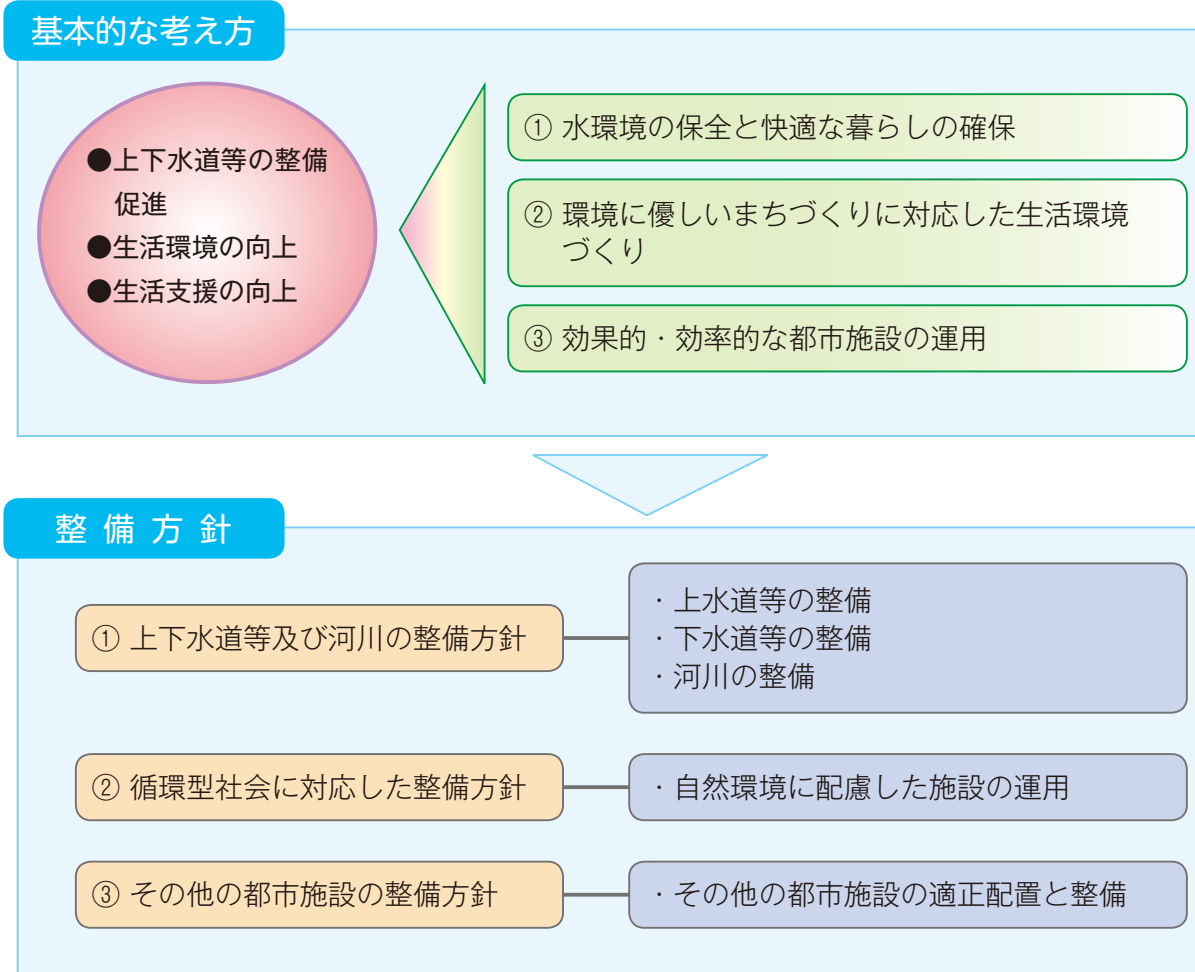


図 都市施設の基本方針の体系

②基本方針

1) 水環境の保全と快適な暮らしの確保

・河川の水質を保全し、快適な生活環境を支える上下水道等の整備を進めます。

2) 環境に優しいまちづくりに対応した生活環境づくり

・市民・企業・行政が協力し、ごみの発生抑制・資源化などの推進を図り、循環型社会に対応した生活環境をつくります。

3) 効果的・効率的な都市施設の運用

・都市施設を適切に配置・整備・維持・管理することで、生活支援サービスの質を高め、かつ将来にわたって提供していくことのできるまちを目指します。

③整備方針

1) 上下水道等及び河川の整備方針

○上水道等の整備

上水道については、水を安定的に供給できるよう水源の確保、供給量の確保に努めます。

配水池の改築、配水管の布設替えにあたり、施設の耐震化を考慮した上水道施設の整備を進めます。また、要望により民営水道の統合を検討します。

また、良質な水を安定的に供給するため、水源地の確保や水質検査を適正に実施するなど水質管理の強化に努めます。

○下水道等の整備

公共下水道事業認可区域の整備を促進するとともに、土地利用計画と処理計画区域との整合を図りながらより効率的な整備を図ります。

人口フレームの予測の中で、財政的な見地からも下水道関連施設の統廃合について検討を進めます。

汚水排水については、公共用水域の水質の保全、生活環境の改善を図るため、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置等、各種污水处理施設整備事業と連携しながら計画的に推進するとともに、老朽化した施設は改修等の長寿命化対策を実施します。

また、都市化の進展や農地の減少は、治水・遊水機能を低下させ都市特有の水害をもたらす可能性があることから、開発や宅地化による排水機能の低下及び突発的な降雨による被害を防止するための、都市下水路の改良・整備や雨水渠*の整備を検討します。

○河川の整備

河川改修計画による護岸整備や砂防施設の整備、河道の浚渫*や河道沿いの樹木の伐採等を促進し、河川氾らん地域における安全性の確保に努めます。

市街地を貫流する河川及びその河川敷は、憩いの場、親水の場として多面的に活用します。

2) 循環型社会に対応した整備方針

○自然環境に配慮した施設の運用

ごみの発生抑制・減量化・分別収集を進め、発生したごみの処理のため、広域市町村との連携を図りながら、自然環境に配慮した上伊那クリーンセンターの適正な運用を図ります。

3) その他の都市施設の整備方針

○その他の都市施設の適正配置と整備

伊那中央衛生センターは、下水道の整備に伴い汚物処理量が減少し、また、老朽化が進んでいることから、隣接地に新たな施設を設置します。

その他の都市施設については、施設の耐用年数や財政状況などを十分に考慮した上で、計画的な維持・管理を行います。

また、防災・ユニバーサルデザインの観点から、安全で利用しやすい施設となるよう、施設の整備・点検・修繕に努めます。

5.6 都市防災の基本方針

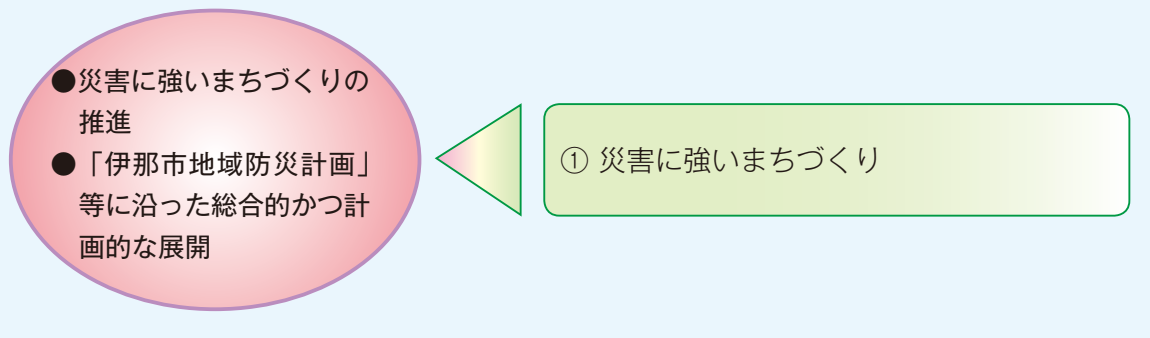
①基本的な考え方

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。また、天竜川右岸地域には伊那谷断層帯があり、将来直下型地震の起こる可能性があります。加えて、本市の市街地は天竜川・三峰川をはじめとする河川及び河岸段丘に囲まれており、近年全国各地で多発している水害・土砂災害への対策が急務となっています。

市民の生命と財産を守り、安全で快適な市民生活を確保するため、すぐにでも発生する可能性がある災害に備えた総合的な防災体制の確立に努め、災害に強いまちづくりを進めます。都市防災に関わる具体的な施策を進めるにあたっては、「伊那市地域防災計画」・「伊那市国土強靱化地域計画」等に沿って、総合的かつ計画的な展開を図ります。

また、水害については、河道や堤防等、河川そのものの整備による対策のみならず、流域全体での取り組みによって被害の回避・軽減や被害を受けた際の早期復旧・復興への備えを図る「天竜川上流流域治水プロジェクト」の考えに基づいた防災施策の展開を図ります。

基本的な考え方



整備方針

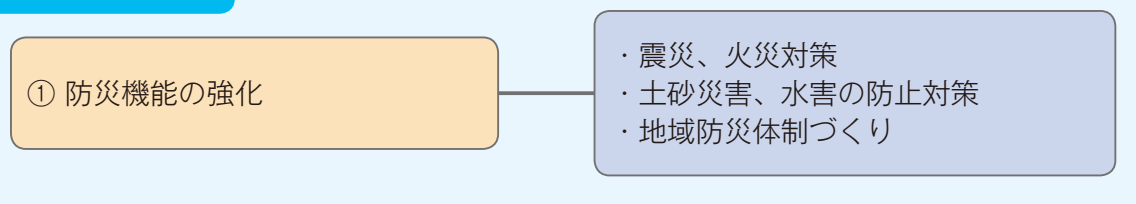


図 都市防災の基本方針の体系

②基本方針

1) 災害に強いまちづくり

- ・市民が安心して暮らせる都市を目指して、災害に強いまちづくりを推進します。

③整備方針

1) 防災機能の強化

○震災、火災対策

市街地の安全性の向上を図るため、道路、歩道等の拡幅改良や公園等オープンスペー

スの確保による防災性の向上に配慮した計画的な市街地整備を推進します。また、災害時においても緊急輸送路の機能を確保するため、無電柱化を検討します。

地震時に被害を最小限に抑えるため、公共施設を含め建築物の耐震診断と耐震補強工事を促進します。

橋梁・上下水道施設等の耐震化を促進し、ライフラインの確保を図るとともに、途絶した際、迅速な復旧を行うための対策を行います。

密集市街地における建築物等の倒壊防止対策、延焼防止対策を総合的に進め、準防火地域の指定区域の見直しや、沿道の建物の不燃化等を進め、地域の耐震化・不燃化を図ります。

○土砂災害、水害の防止対策

土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域等の対策の推進や防災施設の維持管理に協力していきます。

水害については、災害を未然に防止するために、天竜川をはじめとする河川の治水対策などを推進します。また、土砂災害・水害ともに、土砂災害特別警戒区域内や浸水するおそれの高い河川沿いの地域における人的被害防止のため、伊那市防災マップ等による災害リスクの周知、情報伝達体制及び警戒避難体制の強化等を図ります。

自然の保水性を確保するため、農地・山林の保全や緑化を推進します。

自然災害等による安全確保のため、水系ごとの治山・治水施設等の整備について国・県等に働きかけるとともに、各種防災施設の整備充実を図ります。

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の日常の点検を強化し、警戒避難体制の整備と合わせて総合的な土砂災害対策を推進します。

○地域防災体制づくり

防災まちづくりに対する意識啓発活動を進めるとともに、自主防災組織の育成・強化を図ります。

地域防災体制の強化と防災施設の充実を図ります。

近隣市町村などとの協力体制の強化や情報伝達手段の構築など、被災時に迅速に対応できる、広域応援体制の整備を図ります。

災害発生時における市民の安全を確保するため、緊急避難場所等の確保と適正な配置に努めるとともに、総合公園や空き地を利用した広域避難地を確保します。

土砂災害や洪水氾濫に対する危険箇所の周知のために、地域住民が主体となった地区防災マップ・住民支え合いマップづくりを支援し、自主防災力の向上を図ります。また、避難訓練などの実施により、災害発生時に機能する警戒避難体制の整備を確立するとともに、感染症対策等、避難所を運営する上での新たな課題に対応できる防災体制づくりを進めます。

5.7 低炭素まちづくりの基本方針

①基本的な考え方

地域の環境は地球環境と深くかかわっていることから、将来にわたって持続可能な都市の実現にあたっては、地域の環境のみならず、地球環境へ与える負荷の低減を図っていくことが求められます。また、令和2年（2020年）には、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いた値を令和32年（2050年）までにゼロとすること（2050年カーボンニュートラル）を国が宣言しました。

そのために、まちづくりの観点からは、市街地の無秩序な拡散や慢性的な交通渋滞等による二酸化炭素排出量の増加を抑制する都市構造への転換を図るとともに、省エネルギーの推進や、化石燃料依存から再生可能エネルギーへの転換による二酸化炭素排出量の削減を進めます。

同時に、二酸化炭素の吸収源として重要な、市域の約8割を占める森林及び市街地等の周辺に位置する里山について、乱開発を抑制し適正な維持・管理等の保全を図りつつ、生産時に二酸化炭素の排出を伴わない、木質バイオマスエネルギー*の生産の場として活用を図ります。

二酸化炭素排出量の少ないまちへの転換と、二酸化炭素の吸収源の維持・強化を合わせて進め、二酸化炭素の実質排出量をゼロとすることを目指します。

基本的な考え方

- 排出量を削減する低炭素まちづくり
- 吸収量を維持・増大する低炭素まちづくり

- ① 低炭素化に寄与するコンパクトな都市構造の実現
- ② 省エネルギー化と再生可能エネルギーへの転換
- ③ 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全
- ④ カーボンニュートラルの実現

整備方針

① 都市構造の方針

- ・集約型都市構造への転換
- ・道路網の整備

② エネルギーの方針

- ・省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進

③ 緑の方針

- ・森林、里山等の保全

図 低炭素まちづくりの基本方針の体系

②基本方針

1) 低炭素化に寄与するコンパクトな都市構造の実現

- ・将来の人口規模を見据え、都市の規模及び公共交通網の見直しや、道路網の改良等を図り、二酸化炭素排出量の抑制に寄与する都市構造への転換を図ります。また、都市機能や居住を適正に誘導し、コンパクトな都市構造を実現します。

2) 省エネルギー化と再生可能エネルギーへの転換

- ・公共建物や都市基盤等の整備・使用にあたって、消費エネルギーの削減を図るとともに、再生可能エネルギー利用への転換を促進します。

3) 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全

- ・森林、里山の適正な管理と乱開発の抑制により、二酸化炭素吸収量の維持・増大を図ります。

4) カーボンニュートラルの実現

- ・令和32年（2050年）に二酸化炭素の実質排出量をゼロとすることを目指します。

③整備方針

1) 都市構造の方針

○集約型都市構造への転換

まちの無秩序な拡大を抑制し、人の移動や物流に伴う二酸化炭素排出量の増加を抑制します。

また、医療・福祉等生活に必要なサービス機能が集約され、徒歩や公共交通によりこれらのサービスを効率よく利用できる集約型都市構造への転換により、自家用車交通から徒歩・自転車・公共交通による交通への転換を促し、二酸化炭素排出量を削減します。

○道路網の整備

中心市街地やその周辺における交通渋滞を緩和・解消する道路網整備により、自動車による二酸化炭素排出量を削減します。

2) エネルギーの方針

○省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの利用促進

市有施設の整備・使用にあたって、消費エネルギーの削減を図るとともに、再生可能エネルギー（小水力発電・太陽光発電・木質バイオマス等）利用への転換を進めます。また、市民や事業者等による省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入について、啓発・支援します。

また、一定規模以上の再生可能エネルギーの生産に関する設備（太陽光発電所等）の建設においては、周辺の環境や景観に著しい影響を与えないことや、災害時に著しい被害が想定される箇所でないこと等を基本とし、周辺住民の合意のもと行われるよう、適切な指導を行います。

3) 緑の方針

○森林、里山等の保全

森林、里山等については、木質バイオマスや小水力発電など、再生可能エネルギーの生産の場としての活用に向けた取り組みを進めつつ、森林法*等の法令や伊那市森林整備計画等に基づく適正な管理と乱開発の抑制に努めます。



間伐材の活用例（経木）



間伐材の活用例（薪ストーブ）



地域産材の活用（沢渡駅駅舎）